

傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
会議次第	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員等紹介 4 議題 (1) 職務代理の指名 (2) 会議録の取扱いについて (3) 小金井市国民保護計画の変更について（諮問） (4) 小金井市国民保護計画の変更内容等について（協議） (5) 国民保護法に基づく緊急一時避難施設の新規指定について（報告） (6) その他 5 閉会
会議結果	すべての議題について異議無く了承された。
発言内容・発言者名（主な発言要旨等）	【議題(1) 職務代理の指名】 会長の職務代理について、本市副市長の神山委員にお願いしたい。（会長） 【議題(2) 会議録の取扱いについて】 発言者の発言内容ごとの要点記録といたしたい。（事務局） 【議題(3) 小金井市国民保護計画の変更について（諮問）】 資料⑧のとおり（事務局） 【議題(4) 小金井市国民保護計画の変更内容等について（協議）】 資料③～⑥のとおり（事務局） 【議題(5) 国民保護法に基づく緊急一時避難施設の新規指定について（報告）】 国民保護法に基づく緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の際に、爆風等からの被害を軽減するために、一時的に避難するコンクリート造り等の堅牢な建築物や地下施設を言う。避難施設の指定は都道府県知事が行う。 世界情勢が緊迫する中、政府においては、令和3年度から7年度末までを集中的な取組期間として、ミサイル攻撃等による被害を軽減するため、緊急一時避難施設の指定を推進するよう要請している。東京都においても新たな避難施設指定を進めており、資料⑩の18番以下の施設は、令和4年度に新たに指定された施設である。（事務局）

提出資料	<p>資料①・・・小金井市国民保護協議会委員名簿</p> <p>資料②・・・小金井市国民保護協議会運営規程</p> <p>資料③・・・小金井市国民保護計画策定の基本的考え方</p> <p>資料④・・・小金井市現行国民保護計画の変更内容</p> <p>資料⑤・・・小金井市国民保護計画避難マニュアル骨子案</p> <p>資料⑥・・・小金井市国民保護計画 策定スケジュール</p> <p>資料⑦・・・席次表</p> <p>資料⑧・・・小金井市国民保護計画の変更について（諮問）</p> <p>資料⑨・・・小金井市国民保護協議会等の概要</p> <p>資料⑩・・・国民保護法に基づく市内緊急一時避難施設一覧</p> <p>資料⑪・・・国民保護法（協議会関係規定抜粋）</p> <p>資料⑫・・・小金井市国民保護協議会条例</p> <p>資料⑬・・・小金井市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例</p> <p>参考・・・小金井市国民保護計画（平成19年3月）</p>
------	---